

## 福井県立福井東特別支援学校 ホームページの作成と公開に関するガイドライン

### 1. 名称

本ガイドラインを「福井県立福井東特別支援学校におけるホームページの作成と公開に関するガイドライン」（以下ガイドライン）とする。

### 2. 規定する範囲

本ガイドラインは、福井県立福井東特別支援学校（以下特に指定がない場合は、本校・月見分校・五領分教室の3校をまとめて本校と表現する）で作成され、福井県立学校インターネット整備事業によって指定されたサーバを通してWEB上で配信される文字、文章、写真、画像、音声、動画、圧縮・暗号化されたデータ等、電子データを作成・公開する際の手続きなどを規定するものとする。

### 3. ねらい

本ガイドラインは、本校におけるホームページを利用した教育活動に関して今日的な教育課題を推進するとともに、児童生徒及び学校関係者の個人情報保護を観点から必要な事項を定めるものとする。

### 4. ホームページの承認者

- (1) ホームページの承認者（以下承認者）は校長とする。
- (2) 承認者は、ホームページの適正な運営に関して必要な事項を協議するために、図書研究部内にホームページ管理係（以下管理者）を設ける。

### 5. ホームページの作成と公開の目的

- (1) 本校の特色や教育活動について広く一般に紹介する。
- (2) 児童生徒の学習成果や活動を公開し、意見を求め、児童生徒の学習をより深める。
- (3) 本校児童生徒の活動を保護者並びに地域に公開し、活動への理解と協力を得、開かれた学校を実現するために活用する。
- (4) 特別支援教育におけるセンター的役割の一環として、教育相談、特色ある学習・教育内容や教材の紹介等の情報発信を行う。
- (5) 公開範囲と内容によって情報の管理をすることを通じて、児童生徒に情報コントロール権の大切さを理解させるとともに、情報管理能力の育成に資する。
- (6) 研究会案内や広報等、情報公開の手段の一つとして利用する。
- (7) 今後予想される情報化社会や国際社会において必要な能力を養成するために活用する。
- (8) 肖像権、著作権、意匠権等を尊重した運用を通じ、児童生徒に権利規定遵守の大切さを学ばせる。

### 6. 禁止事項

- (1) 教育活動からはずれた内容の情報公開・発信は禁止する。
- (2) 5の目的からはずれたページは登録を禁止する。
- (3) 児童生徒、教職員が個人的に作成したページは登録を禁止する。
- (4) 児童生徒が教員の指導を経ずに作成したページは登録を禁止する。
- (5) 公務員の守秘義務に違反する内容を教員が登録することは禁止する。
- (6) 5の目的からはずれたホームページへのリンクを禁止する。
- (7) 児童生徒、教職員、学校、それぞれの情報コントロール権を尊重しない運用は禁止する。
- (8) 著作権法に違反した内容を掲載することは禁止する。

### 7. ホームページの作成と公開

本校のホームページ作成は、本校の各校務部・障害別部を中心に行い、図書研究部には数名の管理者

を置くものとする。本校ホームページの内容については、法令及び情報倫理、本校の定める各規定に基づき、本ガイドラインの目的達成に資するものとし、校長の承認を得て、公開するものとする。

- (1) 教職員がホームページを作成する場合は、本ガイドラインに沿って行う。
- (2) 個人情報の掲載については以下の項に従う。
  - ① 児童生徒の氏名は、イニシャルを含めてこれを表記しない。
  - ② 児童生徒の写真は、児童生徒個人が特定できる写真は公開しないものとする。
  - ③ 児童生徒の個人情報は一切掲載しない。
- (3) ホームページに児童生徒の意見、作品等を掲載しようとする場合や、前項(2)②においてやむを得ず、個人が特定できる写真の掲載を公開する場合には、その意見、作品、写真などのコピーとその公開の必要性を説明した文書を該当の保護者宛に配布し、保護者と児童生徒本人の了解をとってから、一般公開する。その際、公開範囲、公開期限、想定されるメリット、デメリットを説明した上で、児童生徒、保護者が掲載の可否の判断をする機会を十分保障し、了解をとることとする。
- (4) 公開するにあたり、不必要なプライバシーに関する情報、他人・他団体を誹謗中傷する内容は登録しない。
- (5) すべてのページに著作権を主張する旨を明記する。また、作文や絵画などの作品を公表する際には、それぞれの著作物にも著作権を主張する旨を記す。

例：(C)Copyright 福井県立福井東特別支援学校 20XX All rights reserved.
- (6) 作成されたホームページは、校内サーバの定められたフォルダ内に格納する。
- (7) 公開の許可を受けたページは、管理者が速やかに福井県立学校インターネット整備事業の該当サーバに格納し公開できるようにする。

## 8. 公開の継続

- (1) 公開の継続期間は、そのページの公開の目的が終了するまでとする。
- (2) 年度末にはホームページの公開内容の修正等、検討を行うものとする。

## 9. 日常の管理

- (1) 日常の管理は管理者が行う。
- (2) 本ガイドラインに沿わない公開データが発見された場合は、発見者は直ちに承認者に伝える。承認者は、管理者に、当該データの複写をとった後削除するように命じる。

## 10. 非常時の対応

本ガイドラインに沿って公開されたホームページにより、問題が発生した場合は、承認者及び管理者で協議し、適切な対応をとる。

## 11. ガイドラインの明示

本ガイドラインは、学校ホームページ上に明示するものとする。

### 附則1. 本ガイドラインの修正

本ガイドラインは、毎年度当初に見直し、図書研究部で修正するものとする。なお、年度内で問題が生じた場合、管理者はただちに図書研究部にガイドラインの修正を行うように命じ、修正後は全職員への周知徹底を図る。

### 附則2. ガイドラインの周知徹底

本ガイドラインは、毎年4月の職員会議で検討、確認し周知徹底に努める。

2006年4月1日

### 附則3. ガイドラインの修正

本ガイドラインは、2016年4月の職員会議で修正内容を検討、確認し周知徹底に努める。

2016年4月15日

資料〈職務上作成した文書の著作権についての取り決め〉

本校職員が職務上作成した文書の著作権の所在について次のように定める。

指導案など、職員の個人名をつけて公表するものはその職員に著作権が帰属することとする。

2006年4月1日

(C)Copyright 福井県立福井東特別支援学校 2006

All rights reserved.